

立川市入札・契約事務に関する取扱い等についての基準

第1 目的

この基準は、入札・契約に係る各要綱、要領及び基準等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 相互に資本関係又は人的関係のある複数の者の入札への参加

- 1 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないものとする。
- 2 同一入札に参加する複数の者の関係が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4項に定める取扱いを行うものとする。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第4項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任されたものをいう。）を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

第1号又は第2号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ

る場合

3 前項各号のいずれかに該当する者のした入札は無効とする旨を、次に掲げる文書に記載するものとし、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に入札に関する条件として明示するものとする。

(1) 条件付き一般競争入札にあつては告示

(2) 指名競争入札にあつては入札執行通知書

4 第2項各号のいずれかに該当する者のした入札（第2項各号のいずれかに該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として立川市競争入札参加者心得（平成13年10月1日市長決定）第11第11号に基づき無効として取り扱うものとする。ただし、入札の完了に至るまでに第2項各号のいずれかに該当する事実が判明し、第2項各号のいずれかに該当する者の1人を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1人のした入札は無効とはならないものとする。

5 入札参加者の関係が第2項各号のいずれかに該当する場合に、前項の取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、立川市競争入札参加者心得第5の規定に抵触するものではない。

6 第2項各号のいずれかに該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、前項の場合を除き、従来どおり立川市競争入札参加者心得に則して厳正に対応していくこととする。

第3 競争入札において入札参加者、入札者等がない場合の対応

1 電子による入札

(1) 立川市契約事務規則（昭和39年立川市規則第15号）第2条第2号に定める電子調達サービスにより実施する電子による条件付き一般競争入札（以下「電子による入札」という。）において、参加申請を締め切った時点で、入札参加者がいないときは、入札を中止とする。この場合は、再告示を行うことにより、改めて入札を行うものとする。

(2) 開札した結果、入札をした者（以下「入札者」という。）がいないときは、入札を打ち切る。この場合は、再告示を行うことにより、改めて入札を行うものとする。

- (3) 開札した結果、予定価格の制限の範囲内の応札がないとき及び最低制限価格を設定した場合に全ての応札が最低制限価格を下回ったとき等、落札予定者を決定できないときは、入札を打ち切る。このときは、条件を変えて告示を行うことにより、改めて入札を行うものとする。

(4) 削除

2 紙による入札

- (1) 紙により会場において実施する指名競争入札（以下「紙による入札」という。）において、入札参加者全員が辞退した場合は、入札を打ち切る。この場合は、業者を入れ替えて、改めて入札を行うものとする。

- (2) 開札した結果、予定価格の制限の範囲内の応札がないとき及び最低制限価格を設定した場合に全ての応札が最低制限価格を下回ったときは、直ちに再度入札を行う。再度入札の回数は、原則として1回とする。再度入札を行った結果においても、予定価格の制限の範囲内の応札がないとき及び最低制限価格を設定した場合に全ての応札が最低制限価格を下回ったときは、入札を打ち切る。このときは、業者を入れ替えて、改めて入札を行うものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は特別な事情がある場合は、特命随意契約とすることができる。

第4 競争入札の実施に伴う取扱い

- 1 入札を実施するにあたり、地区割り等による区分を行った同一内容の入札において落札した者は、その予定価格及び落札金額の大小を問わず、同日に実施される同一内容の入札に参加することはできないものとする。この場合、落札した者が、既に同一内容の他案件に入札書を提出しているときは、落札した案件以外の入札を無効とする。
- 2 前項で定める参加することができない又は無効とする同一内容の入札は、電子による入札及び郵便による条件付き一般競争入札においては告示により、紙による入札においては入札執行通知書にその旨を条件として明示するものとする。

第5 削除

第6 工事に係る入札・契約情報の公表に関する取扱い

1 発注見通しの公表は、次のとおりとする。

(1) 対象除外工事

- ア 秘密にする必要があるもの
- イ 予定価格が 2,500,000 円を超えないもの

(2) 公表事項

- ア 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- イ 入札及び契約の方法
- ウ 入札予定時期（随意契約の場合には契約締結時期）

(3) 公表時期

- ア 毎年度 2 回
- イ 4 月 1 日（予算が成立していない場合には予算成立の日）以後遅滞なく
- ウ 10 月 1 日（目途）

(4) 公表方法

閲覧

(5) 公表期間

当該年度の 3 月 31 日まで

2 入札及び契約の過程・内容の公表

(1) 対象除外工事

秘密にする必要があるもの

(2) 入札及び契約の過程に関する公表事項

- ア 競争参加者資格（業者の等級を含む。）
- イ 有資格業者名簿
- ウ 一般競争入札に参加しようとした者の名称、その者のうち競争参加者資格が無く参加できなかった者の名称、理由
- エ 指名基準、指名業者名及び指名理由
- オ 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額
- カ 随意契約の相手方の選定理由

(3) 契約の内容に関する公表事項

ア 契約業者名及び住所

イ 工事の名称、場所、種別及び概要

ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期

エ 契約金額

オ 金額の変更を伴う契約変更の内容及び理由

(4) 公表時期

個別の入札・契約に係る情報については、契約及び契約変更後に遅滞なく公表する。

(5) 公表方法

閲覧

(6) 公表期間

公表した日の属する年度から4か年度後の3月31日まで

3 一律に義務付けるものとは別に適正化指針の定めに基づき公表するものは次のとおりとする。

(1) 等級区分を定めたときの基準

(2) 予定価格（事後公表、一部事前公表）

(3) 最低制限価格（事後公表、一部事前公表）

(4) 参加停止基準

(5) 参加停止に係る者の名称、期間及び理由

(6) 談合情報対応マニュアル

第7 準用

この基準は、競争見積合せを行う場合について準用する。

附 則

1 この基準は、平成17年8月1日から施行する。

2 次に掲げる取扱い等は廃止する。

(1) 工事発注に当たっての建設業者の選定方法等について（平成16年7月1日財務部長決定）

(2) 事前公表での競争入札において落札者がいない場合の対応について（平成13年5月30日総務部長決定）

- (3) 工事に係る競争入札の実施に関する基準(平成 16 年 4 月 1 日財務部長決定)
- (4) 入札等における不落随意契約の取扱い基準 (平成 16 年 7 月 1 日財務部長決定)
- (5) 入札及び契約に係る情報の公表について(平成 13 年 5 月 1 日総務部長決定)

3 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに告示する電子による入札については、第 3 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、入札参加者が 1 人であっても入札を中止としないものとし、同項第 2 号の規定にかかわらず、入札者が 1 人であっても入札を打ち切りとしない。

附 則

この基準は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この基準による改正後の立川市入札・契約事務に関する取扱い等についての基準第 3 第 1 項の規定は、施行日以後に公告するものから適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。